

2024年12月17日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
ラサールロジポート投資法人
代表者名 執 行 役 員 地 紙 平
(コード番号：3466)

資産運用会社名
ラサール REIT アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 地 紙 平
問合せ先 財 務 部 長 山 口 雄
(TEL. 03-6778-5400)

資産運用会社における組織の変更に関するお知らせ

ラサールロジポート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるラサール REIT アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日付の取締役会決議により、組織の変更（以下「本組織変更」といいます。）を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本組織変更の概要

(1) 変更の理由

本資産運用会社における運用資産の規模の拡大や本資産運用会社及び本投資法人を取り巻く経営環境の変化に伴い、より包括的かつ機動的な経営戦略及び運用戦略の立案や意思決定を実現し、資産運用業務全般の更なる質的向上を図るため、これに係る業務を主として担う部署を新設し、それに伴う部署再編等の本組織変更を実施するものです。

(2) 変更の内容

- ① 財務部が一部所管していた本投資法人の運用戦略立案及び企画管理部が所管していた本資産運用会社の経営戦略等に関する業務を新設部署（ファンドマネジメント部）に移管します。
- ② 企画管理部が所管していた管理業務及び遂行業務を財務部に移管し、企画管理部は廃部します。
- ③ その他業務分掌の明確化を行います。

(3) 変更の時期

2024年12月17日

(4) 本資産運用会社の組織図及び業務分掌の変更

本資産運用会社の本組織変更前の組織図及び本組織変更後の組織図並びに本組織変更に係る部署の変更後の業務分掌は、別紙1及び別紙2をご参照ください。

2. その他

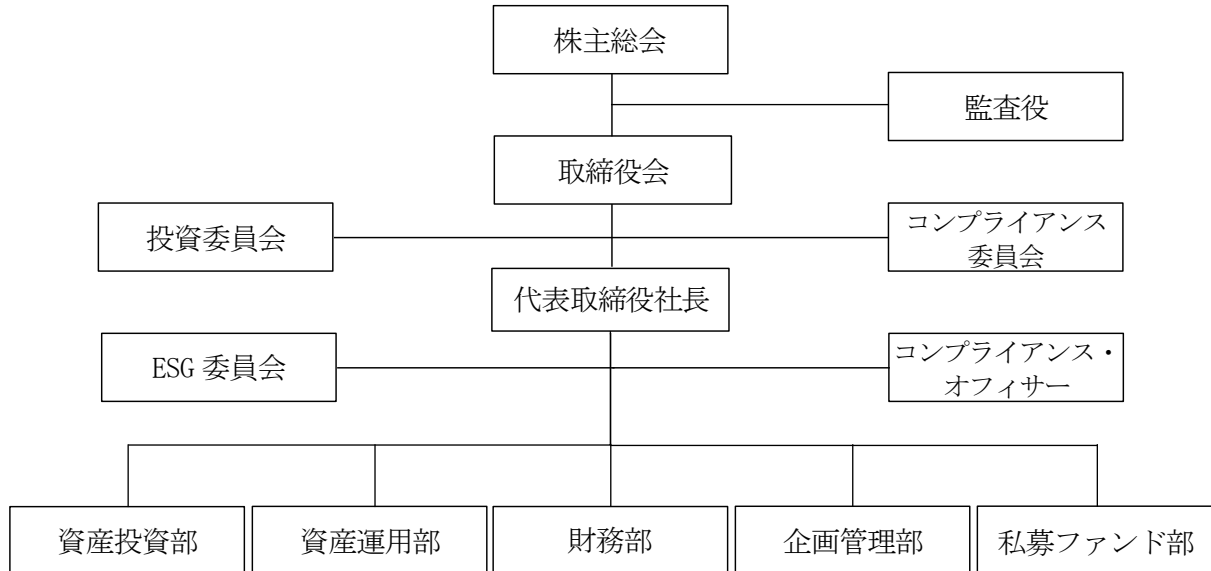
本組織変更に関しては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用される法令・規則等に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以 上

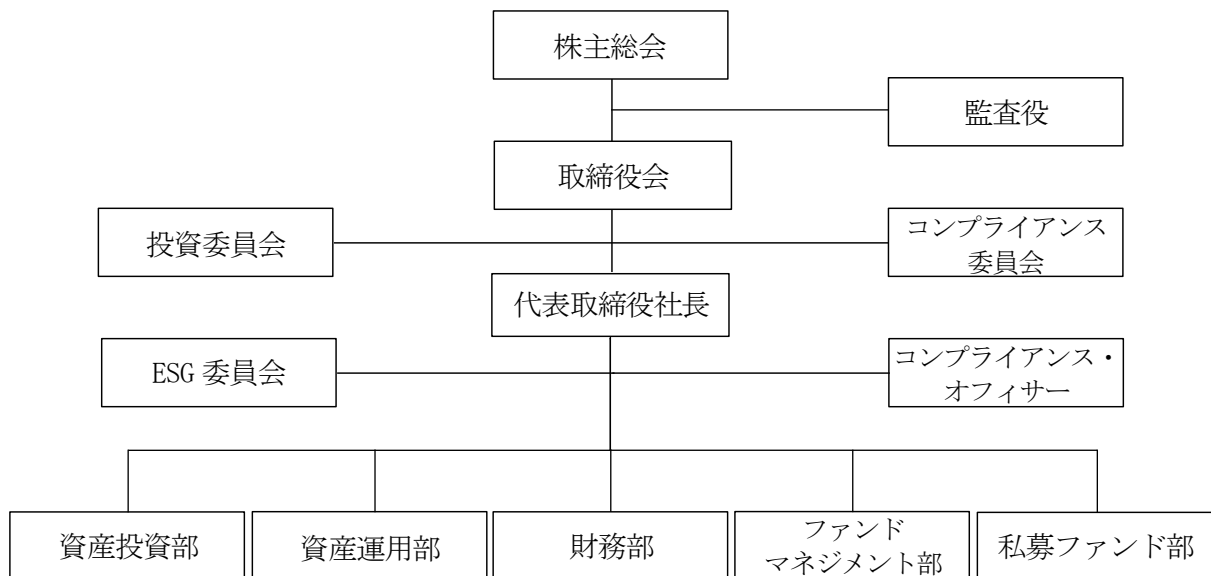
*本投資法人のホームページアドレス：<https://lasalle-logiport.com/>

別紙 1 組織図

本組織変更前



本組織変更後（2024年12月17日以降）



別紙2 本組織変更による変更後の業務分掌（変更のあった部署のみ）（2024年12月17日以降）

| 組織 | 担当する業務 |
|-------------|---|
| 財務部 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 運用ガイドライン等のうち、主として本投資法人の資金計画、財務方針、配当政策等に係る項目の策定及び見直しに関する事項の起案 2. 本投資法人及び本資産運用会社の資金調達に関する事項 3. 本投資法人及び本資産運用会社の財務に関する事項 4. 本投資法人及び本資産運用会社の経理及び決算に関する事項 5. 本投資法人及び本資産運用会社の資金管理、余剰資金の運用に関する事項 6. 本投資法人及び本資産運用会社の配当政策に関する事項 7. 本投資法人の格付けに関する事項 8. 本投資法人の投資主に関する顧客管理、インベスターリレーションズ（IR）及び広報に関する事項 9. 本投資法人のディスクロージャーに関する事項 10. 本投資法人の資産保管会社及び一般事務受託者との対応に関する事項 11. 本投資法人の投資主総会及び役員会の運営補助に関する事項 12. 本資産運用会社の株主総会及び取締役会の運営に関する事項 13. 本資産運用会社の投資委員会及びコンプライアンス委員会の運営に関する事項 14. 本資産運用会社の規程の管理に関する事項 15. 本資産運用会社の人事及び総務に関する事項 16. 本資産運用会社の文書管理及び情報管理（情報システム等の管理を含む。）の統括に関する事項 17. 本資産運用会社の苦情処理に関する事項 18. 本資産運用会社の内部監査（コンプライアンス・オフィサーの業務に関する事項に限る。）に関する事項 19. 本投資法人及び本資産運用会社の宅地建物取引業に係る届出・渉外に関する事項 20. 所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項 21. 前各号に付随する事項 |
| ファンドマネジメント部 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営戦略に関する事項 2. ファンドマネジメントに関する事項 3. ポートフォリオマネジメントに関する事項 4. 新規事業に関する事項 5. 経営管理に関する事項 6. 所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項 7. 前各号に付随する事項 |